

令和2年度久慈市体育施設通常利用調整申込み要領

1 趣旨

体育施設を有効利用していただくため通常利用に係る利用の調整を行い、効率的な運営を図る。

2 対象施設及び対象者

久慈市民体育館、久慈市第二体育館、久慈市民庭球場、久慈市民柔剣道場及び久慈総合運動場（テニスコート含む）の貸切利用を希望する利用者（団体）

3 調整期間

令和2年4月～令和3年3月

4 申込方法及び調整手順

ア 【体育施設利用調整申込書兼利用許可申請書】に必要事項を記入し、下表の受付期間内に申込みしてください。

イ 当協会にて調整を行います。

ウ 調整終了後、下表の予定表配布日（※）に調整結果を各施設に掲示します。

エ 調整会議は必要に応じて開催する場合があります。

受付期間／予定表配布日

受付期間	予定表配布日	受付期間	予定表配布日
4月分 … 3月1日～7日まで	3月13日（金）	8月分 … 7月1日～7日まで	7月13日（月）
5月分 … 4月1日～7日まで	4月13日（月）	9月分 … 8月1日～7日まで	8月13日（木）
6月分 … 5月1日～7日まで	5月13日（水）	10月分 … 9月1日～7日まで	9月13日（日）
7月分 … 6月1日～7日まで	6月13日（土）	11月分 … 10月1日～7日まで	10月14日（水）
12月分 … 11月1日～7日まで	11月13日（金）	2月分 … 1月4日～10日まで	1月16日（土）
1月分 … 12月1日～7日まで	12月13日（日）	3月分 … 2月1日～7日まで	2月13日（土）

※1 月の利用日をまとめて1枚に、利用日ごと数枚に分けて申込みのどちらでも可。

※2 利用料の納入について～月ごと・・・1カ月分まとめて支払い。（※）

日ごと・・・利用日ごとの支払い。

（※）各月の最初の利用日に納めていただくようお願いします。

※3 調整後の空き時間はフリー予約（先着順）となります。

※ 4 久慈市民体育館、久慈市第二体育館の利用調整にあたっては、利用申込が多数ある場合、『16～18時』『18～20時』『20～22時』を利用時間とする利用制限を設けることが出来るものとします。

- 5 提出先及び問合せ先 久慈市民体育館 ※FAX、メールにファイル添付も可。
- ・ TEL 61-3353 ・ FAX 52-2232
 - ・ E-mail taikyo@kuji-sports.jp

6 申込上の留意事項

ア 貸切利用には『利用者登録』が必要です。詳しくはお問合せください。なお、登録内容（代表者・連絡担当者・住所等）に変更がある場合、『利用者登録の変更』が必要ですので手続きしてください。

イ 希望の日程に調整されない場合があります。

※調整後、頻繁にキャンセルがある場合、その利用者（団体）は翌月の調整を行わない場合がありますのでご注意ください。

ウ 調整後、久慈市、久慈市教育委員会の事業等が開催される場合、市の事業等が優先されますので予めご了承願います。

エ 料金等、詳細については久慈市民体育館までお問合せください。